

公 告

公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について

標記について下記により提案資料を公募します。

令和8年6月25日

金沢市長 村山 卓

1 対象業務

業 務 名 金沢森のめぐみ価値創造業務委託

履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

業務概要 金沢産木材及び特用林産物の更なる利活用の機会を拡大するため、金沢産木材や特用林産物の新たな需要を創出する木製品等の研究開発及び市場調査を実施する。

2 応募資格

(1) 応募者の資格要件

ア 以下の要件を全て満たすものとする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。

(ア) 金沢市の入札参加資格を有し、かつ公益社団法人石川県木材産業振興協会の「石川県木材業者登録制度」に登録していること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時(以下「提出日」という。)までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査結果通知(令和8年9月上旬予定。以下「審査終了」という。)までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、金沢市公式ホームページを参照

(イ) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

(ウ) 役員(役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(エ) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。

Ⅰ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は決定

Ⅱ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は決定

Ⅲ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て

イ 共同企業体(以下「JV」という。)として応募する場合の要件は以下のとおりとする。

(ア) 構成員のうちいずれかが上記ア(ア)の要件に該当すること。

(イ) すべての構成員が上記ア(イ)から(エ)の要件に該当すること。

(ウ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の応募者、JVの構成員又は協力事業者となることはできない。

(2) 応募資格の制限

次に該当する者は、3(1)の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。

また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 金沢森のめぐみ価値創造業務委託事業者選定委員会の委員

イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む）に所属する者

3 提出書類及び提出期限

(1) 参加表明書

部数 1部

提出期限 令和8年7月6日(月)午後5時45分

(2) 企画提案書等

部数 正本1部、副本6部

提出期限 令和8年8月17日(月)午後5時45分

4 実施要領等の公表

以下の資料を公表します。

希望者は、金沢市公式ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shinrinsaiseika/nyusatsujoho/31102.html>

(1) 交付資料

①金沢森のめぐみ価値創造業務委託プロポーザル実施要領

②金沢森のめぐみ価値創造業務委託仕様書

③提出書類様式

④金沢もりづくりベース東浅川条例

⑤金沢もりづくりベース東浅川平面図

5 事業者の特定

金沢森のめぐみ価値創造業務委託事業者選定委員会が企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査を行い、審査結果の合計得点が最も高い企画提案書を特定します。

6 問い合わせ

この公告及び詳細に関する問い合わせ先は次のとおりです。

金沢市農林水産局森林再生課

電話 076-220-2217 FAX 076-222-7291

Mail nourin_mori@city.kanazawa.lg.jp